

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	小林光枝
同	篠原正寛

財政援助団体監査結果報告  
(特定非営利活動法人西宮市シニアライフ協会)

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を行った結果は、次のとおりです。

同条第9項の規定に従い報告します。

# 財政援助団体監査結果報告書

## 第1 監査の対象

特定非営利活動法人西宮市シニアライフ協会(以下「協会」という。)に西宮市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて交付された次の補助金にかかる出納、その他事務のうち、主として平成21年4月1日から22年3月31日までの間に執行された事務を対象に監査を実施しました。なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、協会及び所管部局提出の直近の数値を用いるように努めました。

特定非営利活動法人西宮市シニアライフ協会活動促進事業補助金	5,428,902 円
ことぶき号運行事業補助金	8,378,000 円

## 第2 監査の期間及び方法

平成22年8月23日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月26日に健康福祉局及び協会関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

## 第3 監査の結果

次のとおりです。

### 1 協会の概要

#### (1) 設立目的

協会は、地域住民とりわけ高齢者に対して、保健及び福祉の向上に関する事業として高齢者の介護予防・健康づくりに関する事業を行うとともに、高齢世帯等への安全・見守りのための訪問と子どもの安全のための見守り事業を行い、高齢者及び市民が安心して暮らせる地域社会の創造に寄与することを目的とし、平成20年3月21日に兵庫県知事の認可を受けて設立されています。(設立登記は同年3月24日。)

## (2) 組織

協会は、正会員として協会の目的に賛同する個人及び団体、賛助会員として協会の事業を賛助する個人及び団体によって構成されています。

総会は、正会員により構成し、理事及び監事は、総会において選任されています。

22年4月1日現在の構成員は、正会員個人5人、団体341団体で、役員は、理事10人、監事2人となっています。

総会は、定款の変更、解散、合併、事業報告及び収支決算並びに役員の選任または解任、その他協会の運営に関する重要な事項の決定を行い、理事会は、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項、事業計画及び収支予算並びにその変更、役員の職務及び報酬、入会金及び会費の額、借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄、事務局の組織及び運営、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項の議決を行っています。

このほか、協会事業の遂行を図るため、広報、文化教養、体育、女性、事業推進の5専門部会が設置されています。

協会事務所は西宮市津門川町2番28号西宮市福祉会館内に置かれています。

## 2 事業実施状況等

### (1) 事業の概要

協会が実施する事業は、定款第5条で特定非営利活動に係る事業とし、老人福祉に関する調査研究並びに啓発宣伝に関する事業、老人福祉施設などの管理運営事業、体育、保健、文化等に関するイベント・セミナー等開催事業、高齢世帯等への安全・見守り及び子どもの見守り事業、他の老人福祉団体との交流及び相談支援事業となっています。

平成21年度における主な事業の実施状況は、次のとおりです。

老人福祉に関する調査研究並びに啓発宣伝に関する事業

機関紙月刊「いぶき」を年9回、機関紙L版「いぶき」を2回発行し、高齢者の健康を守り、ひとり暮らしの高齢者世帯や会員相互の親睦を深めています。

老人福祉施設などの管理運営事業

西宮市立西宮老人福祉センターの指定管理者として指定を受け、市内に在住する60歳以上の高齢者に、集会室等の貸出しを行うとともに、サークル、グループ等の育成に取組み、手芸サークル、男の料理研究グループ等を開設・実施しています。

体育、保健、文化等に関するイベント・セミナー等開催事業

市内在住の高齢者に広く呼びかけ、介護予防・健康維持と交流を深めるため、グラウンドゴルフ大会、ボウリング大会、カラオケ教室、講演会等を実施しています。

高齢世帯等への安全・見守り及び子どもの見守り事業

地域団体と協働して子どもの見守りや、寝たきり・独居高齢世帯への安否のパトロールを行い、安心して住めるまちづくりに取り組んでいます。

また、地震や台風、水害等で被災した地域への義援金や、全国の高齢者を励ます重要な役割を果たしている「感謝の一円持ち寄り運動」に取り組んでいます。

他の老人福祉団体との交流及び相談支援事業

全国老人クラブ大会、近畿ブロック老人クラブリーダー研修会等に参加しています。

(2) 協会の収支状況

協会の会計は、特定非営利活動促進事業、指定管理事業、ことぶきバス運行事業、交流活動事業、感謝の一円持ち寄り事業、バス購入積立事業の6経理区分が設けられ、それぞれで経理処理が行われています。

全体の事業活動をまとめた「総括」と、監査の対象とした、「協会活動促進事業」会計及び「ことぶきバス運行事業」会計に係る21年度事業活動収支計算書は、次のとおりです。

事業活動収支計算書

(単位：円)

勘定科目		総括	協会活動促進事業	ことぶきバス運行事業
事業 会計 収 支	収入			
	会費・入会金	3,400,000	3,400,000	
	事業収入	3,041,728	761,000	
	助成金・補助金	20,210,212	7,158,662	8,378,000
	繰越金	28,822,427		
	雑収入	1,161,980	311,980	
	受取利息	12,610	2,642	465
	収入計(1)	56,648,957	11,634,284	8,378,465
支出				
	事業費	19,481,370	5,414,347	8,407,908
	管理費	4,297,163	4,297,163	
	支出計(2)	23,778,533	9,711,510	8,407,908
	経常収支差額(3)=(1)-(2)	32,870,424	1,922,774	29,443

注 助成金・補助金のうち市の補助金は、協会活動促進事業は5,428,902円、ことぶきバス運行事業は8,378,000円。

会費は、正会員の個人が年額 1,200 円、団体が年額 10,000 円で、賛助会員の個人は年額 200 円、団体は年額 2,000 円で、協会活動促進事業に充てられています。

### 3 協会に対する補助金

#### (1) 特定非営利活動法人西宮市シニアライフ協会活動促進事業補助金

##### ア 補助の目的

高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会に資する活動を促進することを目的としています。

##### イ 補助対象事業及び経費等

交付要綱第 2 条では、交付対象として、別紙 3 に定める「特定非営利活動法人西宮市シニアライフ協会運営要領」に基づいて活動を行う法人に対する助成事業とし、対象経費として、交付要綱第 3 条別表第 1 の第 3 欄で「賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金」としています。

##### ウ 補助金の交付額

補助金の額は、交付要綱第 3 条で、「予算の範囲内で、事業に要する経費の一部」としています。

##### エ 申請・交付

交付申請から支払までの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	交付申請日	交付決定日	交付請求日	支払日
	申請額	決定額	請求額	支払額
協会活動促進事業 補助金	21. 5.29	21. 6.15	21. 6.15	21. 6.30
	21.10. 1	21.10.13	21.10.13	21.10.30
	5,488,000	5,488,000	2,744,000	2,744,000
	5,428,902	5,428,902	2,684,902	2,684,902

注 交付申請日、申請額、交付決定日、決定額の欄の下段は、変更による。

当補助金は、「事業運営費に対する補助であるため」として、補助金等の取扱いに関する規則(以下「補助金取扱規則」という。)第 16 条ただし書きの規定による事業完了前の支払とし、所管課作成の資金計画表により、2 回に分けて交付されています。

なお、補助金の交付申請は、21 年度事業計画と予算を決定する理事会(21 年 4 月 2 日開催)後の申請であるにもかかわらず、交付申請書に添付されたものは、予算書(案)とな

っており、交付申請書に記載された補助事業等の経費も理事会で決定された予算額と異なります。

また、補助事業等の経費は予算の支出総額が記載されており、補助対象経費でない予備費を算入しています。

今後、事業計画と予算の確定に沿った交付申請を行うなど、補助金取扱規則及び交付要綱に従った適正な処理を行ってください。

#### オ 補助金の経理

協会における補助金の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	受入口座	収入処理年月日	金 額
市補助金収入	特定非営利活動法人 西宮市シニアライフ	21. 6.30	2,744,000
	協会理事長名義	21.10.30	2,684,902

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入され、会計伝票を作成し現金出納帳への記帳を行っています。収入の経理処理は、適正に処理されていました。

協会の経理規程により、経理事務を行う経理責任者が置かれ、経理事務のうち、金銭の出納については出納責任者が置かれています。会計処理は、経理区分ごとに会計伝票を起票し、現金出納帳を作成しています。会計伝票、現金出納帳等関係帳簿を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていました。

#### カ 事業の実績報告

協会では、高齢者の介護予防・健康維持のため、サークル・グループ等の活動育成やグラウンドゴルフ大会、ボウリング大会を開催するなど、総額 971 万円の事業を行い、補助金 542 万円はこれに充当されています。

協会活動促進事業は、22 年 5 月 25 日に補助事業等実績報告書により、実績の報告が行われていますが、決算を認定する総会(22 年 5 月 26 日開催)前の報告であり、認定を受けていない事業報告書と収支決算書となっています。

今後、補助金取扱規則に従った適正な処理を行ってください。

#### キ 今後の事業活動の課題

協会では、会員の減少、高齢化が進んでおり、また、単位老人クラブでは、後継者養成のための研修会を毎年実施しているが、後継者のなり手がいないことが課題であるとし



当補助金は、「事業運営に対する補助であるため」として、補助金取扱規則第 16 条ただし書きの規定による事業完了前の支払とし、所管課作成の資金計画表により、6 回に分けて交付されています。

なお、補助金の交付申請は、21 年度事業計画と予算を決定する理事会(21 年 4 月 2 日開催)前に行われています。

今後、事業計画と予算の確定に沿った交付申請を行うなど、補助金取扱規則及び交付要綱に従った適正な処理を行ってください。

#### オ 補助金の経理

協会における補助金の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	受入口座	収入処理年月日	金 額
市補助金収入	特定非営利活動法人 西宮市シニアライフ 協会理事長名義	21. 4.20	2,378,000
		21. 6. 8	1,200,000
		21. 9.16	1,200,000
		21.10. 8	1,200,000
		21.12.21	1,200,000
		22. 2. 8	1,200,000

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入され、会計伝票を作成し現金出納帳への記帳を行っています。収入の経理処理は、適正に処理されていました。

#### カ ことぶき号の運行状況

20・21 年度のことぶき号の運行状況は、次のとおりです。

区 分	20 年度	21 年度
運行回数(回)	243	232
利用者数(人)	9,650	9,379
走行距離(Km)	31,042	31,147

#### キ 事業の実績報告

ことぶき号運行事業は、協会が所有することぶき号を活用し、老人クラブ会員等の研修、親睦、レクリエーション活動等社会参加のため事業実施されており、補助金 837 万円は、総額 840 万円(運行委託料 706 万円、駐車場使用料 72 万円等)の事業費に充当されています。

なお、一部交付要綱に定めのない費目への補助金の充当が認められます。事業の遂行

にあたって真に必要なものであるならば、市の承認を得るべきものであったと思われま  
す。また、22年5月25日に補助事業等実績報告書により、実績の報告が行われていま  
すが、決算を認定する総会(22年5月26日開催)前の報告であり、認定を受けていない  
事業報告書と収支決算書となっています。

今後、交付要綱見直しのための協議を市と行ったうえ、補助金取扱規則及び交付要綱  
に従った適正な事務処理を行ってください。

#### ク 今後の事業活動の課題

ことぶき号は、研修活動やレクリエーションを通して高齢者の社会活動や介護予防等  
の老人クラブ活動に多大な貢献をしてきましたが、購入後15年が経過し走行距離も45  
万kmを超え故障が頻発し、このまま運行を続けると重大な事故につながりかねないとし  
て、バスの買い替えが課題となっています。

### 4 所管部局での業務実施状況

#### (1) 補助金の交付事務

市では、協会活動促進事業及びことぶき号運行事業に対する補助について、交付要綱を  
定め実施しています。

交付要綱は、補助金取扱規則とともに補助金交付の根幹であり、根拠となるものです。  
しかしながら、現要綱については旧西宮市老人クラブ連合会時代の要綱を踏襲しているた  
め、各所に実態との齟齬が認められます。

早急に交付要綱全般の整備を行ってください。

また、補助金を活用した協会の事務事業について、公金である補助金の用途に対する説  
明責任が果たせるよう、指導に努めてください。

#### (2) 交付申請の審査等

平成21年度の補助金の予算科目、予算現額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	会 計	款	項	目	節	予算現額
協会活動促進事業 補助金	01 一般会計	15 民生費	10 老人福 祉費	05 老人福祉総 務費	19 負担金・補助 及び交付金	5,488
ことぶき号運行事 業補助金						8,378

協会からの交付申請は、交付要綱に基づき行われていますが、申請書と添付書類に数値の不一致が認められるなど十分な審査が行われたとは思われません。申請書の受理にあたっては、補助金取扱規則に基づく十分な審査により、厳正な対応を行ってください。

### (3) 補助金の精算等

補助事業実績報告書は、協会活動促進事業・ことぶき号運行事業ともに、補助金取扱規則第14条に基づき提出されていますが、添付されている決算書等に交付要綱に規定する対象経費の記載がなく、補助事業の詳細について確認できないにもかかわらずそれを認めるなど、十分な審査が行われた形跡がありません。

今後、適確な実績報告書及び添付資料の提出を求めるとともに、補助金取扱規則に従い、十分な審査及び厳正な事務処理を行ってください。

### (4) 協会に対する関与

市は、協会の前身が西宮市老人クラブ連合会であった経緯もあり、各種事業や広報活動等市との関わりは深く、市内在住高齢者の介護予防や相互の生活支援に対して多大な貢献をしている団体であることから援助に努めるとしています。

協会の活動促進事業は、市の高齢者に対する施策と一体化したものとなっていることから、市としての事業展開や活動促進への支援の方法など一定の整理が必要と考えます。

市は、西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画を21年3月に策定し、計画に基づき具体的な取組みを進めています。

計画の推進に向けて、市民、団体や関連機関、企業等の事業者、地域と市が相互に連携し役割分担のもと、取組みを進めていくことが重要であるとし、特に、生きがいづくり・社会参加の促進にあたって、社会活動へ的高齢者の参加をはじめ、計画の各分野で協会が大きな役割を担うことが期待されています。

今後とも、市と、高齢者の社会活動を推進する中核的な団体である協会が連携し、老人クラブに対する指導及び高齢者の介護予防・健康づくりや幅広い社会活動の促進のための事業の実施に努めてください。